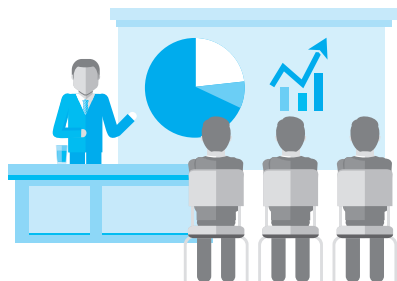


会議報告



国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (2024年12月会議)

日本公認会計士協会
テクニカルディレクター

か い さ ち こ
甲斐 幸子

業務本部 監査グループ長

い で い み ち こ
出居 美智子

国際監査・保証基準審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) のボード会議が、2024年12月9日から12日までニューヨークにて対面で開催され、ボードメンバー全員が参加した。

日本からは、日本公認会計士協会より甲斐幸子 (2024年12月時点のボードメンバー) が参加した。以下、会議の概要を報告する。

【今回の会議で決定・確認した主な事項】

テーマ	ステータス	決定・確認事項、今後の予定
1. 継続企業 (ISA570 (改訂) ¹⁾)	基準の最終化承認	- 基準の最終化が全会一致で承認された。 - 最終版の基準は、公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) によるデュープロセスの承認後、2025年4月に公表予定である。
2. 上場企業 (Listed Entity ²⁾) 及び社会的影響度の高い事業体 (Public Interest Entity: PIE)	コメント募集文書の公表の合意	- IESBA Codeにおける上場企業及びPIEの定義の改訂を受けた、ISA等の狭い範囲での基準改訂の内容が全会一致で合意された。 - プロジェクトのトラック2³に関するコメント募集文書を公表することが全会一致で合意された。コメント募集文書は、2025年2月に公表予定である。

3. 不正 (ISA240 ⁴)	基準の最終化に向けた検討	- 公開草案に対して受領したコメントの中から、特定の論点について検討が行われた。 - 基準の最終化承認を2025年3月に予定している。
4. テクノロジー	ギャップ分析の実施	ギャップ分析について検討が行われた。
5. 監査証拠及びリスク対応	プロジェクト・プロポーザルの承認	- プロジェクト・プロポーザルが全会一致で承認され、プロジェクトを開始することが正式に決定された。 - 公開草案の承認を2025年12月に予定している。

1 基準の最終化承認—継続企業

近年の世界各地で生じた企業の倒産及び不祥事、並びに、戦争及びパンデミックによって、継続企業の前提に関する人々の関心が高まり、一部の国では独自の対応が進められている。このような背景から、IAASBは2022年3月会議においてプロジェクト・プロポーザルを承認し、その後、2023年4月に公開草案が公表され (コメント期限: 2023年8月)、78通のコメントを受領した。

今回の会議では、以下の論点について議論が行われた上で、

基準最終化の承認審議が行われ、全会一致で承認された。

(1) 経営者の重要な判断に関する財務諸表注記

① 財務諸表注記の適切性の評価

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されているが、入手した監査証拠に基づき、監査人が重要な不確実性が認められないと結論付けている場合、現行基準では、「監査人は、適用される財務報告の枠組みにより要求される事項に基づき、財務諸表において当該事象及び状況について適切な注記がなされているかどうかを評価しなければならない。」と規定されている(下線は筆者追加)(現行ISA570第20項)。これについて、今回の会議では、下線部分を削除するとともに、要求事項の対象を、重要な不確実性は認められないと結論付ける際に経営者の重要な判断が行われている場合に限定することが提案された(第32項)。これに対し、複数のボードメンバーから次の指摘がなされた。

- ・ このような場合、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards : IFRS)においては注記を求めているが、各国基準では、注記を求めている場合もある。
- ・ 要求事項の対象は、現行どおり、重要な疑義を生じさせるような事象又は事象が識別された全ての場合とすべきである。

また、国際会計士連盟(International Federation of Accountants : IFAC)中小事務所アドバイザリーグループ(Small and Medium Practices Advisory Group : SMPAG)からも、IFRS以外の中小企業向けの各国の財務報告の枠組みは、該当する状況において注記を要求しているとは限らないため、当該注記の適切性について監査人に判断を求めることは、IAASBの権限の範囲を超えているとの強い懸念を示すレターが寄せられた。

議論の結果、現行の要求事項どおりとし、「適用される財務報告の枠組みにより要求される事項に基づき」という記述は元に戻すとともに、要求事項の対象は、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された全ての場合とすることとなった。

② 上場企業の財務諸表の監査における監査報告書の透明性

上場企業の財務諸表の監査に関しては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されたが重要な不確実性は認められないと結論付けた場合の監査報告書における要記載事項の1つとして、公開草案では、「関連する財務諸表における注記事項がある場合は、当該注記事項への参照」が含まれていた(下線は筆者追加)。公開草案後の議論の結果、

要求事項の対象が、重要な不確実性は認められないと結論付ける際に経営者の重要な判断が行われている場合に限定されたことを受け、前回2024年9月のボード会議までは、下線部分が削除されていた。上記①の議論を受けて、公開草案どおり、「関連する財務諸表における注記事項がある場合」に当該注記事項への参照が要求されることとなった(第34項(b)(i))。

(2) 重要な不確実性が認められる場合に関する説明

今回の会議で、タスクフォースから、経営者の対応策を含め、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する十分かつ適切な監査証拠が入手できなかった場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するという説明を適用指針に記載することが提案された。これに対し、複数のボードメンバーから、十分かつ適切な監査証拠が入手できなかったことと、重要な不確実性が存在することを直接的に関連付けると混乱するとの意見があった。

議論の結果、「十分かつ適切な監査証拠が入手できなかった場合」という記述は削除され、経営者の対応策を評価した結果、例えば、入手した監査証拠に基づき、識別された状況又は事象の影響を軽減するのに経営者の対応策が十分でないと結論付けた場合等には、重要な不確実性が認められるという説明に変更された(A72項)。

(3) 公開草案⁵からの主な変更点

上記のほか、公開草案からの主な変更点は次のとおりである。

項目	公開草案からの主な変更点
(継続企業に関連する)重要な不確実性の定義	・ 公開草案では、注記の必要性について定義で説明されていたが、適用指針に移動された(第10項)。 ・ 継続企業の前提に「重要な疑義を生じさせる(may cast significant doubt)」ような事象又は状況が存在する場合に関する説明が適用指針から定義に移動され、識別された事象又は状況の潜在的な影響の大きさ及び発生の可能性によって、経営者の将来の対応策によりその影響が軽減されない限り、企業が通常の事業活動において資産を回収し負債を弁済できず、予測し得る将来にわたって存続することができない可能性がある状況を示す旨が記載された(第10項)。
リスクの識別と評価	・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の識別は、経営者の対応策に含まれる関連する軽減要因を考慮する前に行わなければならない旨が記載された(第11項)。
経営者による評価に対する監査人の検討	・ 経営者が利用する方法、仮定及びデータの評価のために必要となる監査人の作業の程度を明確化するための変更が

	行われた。例えば、手続の内容及び範囲の決定に際して、監査人は、実施したリスク評価手続の結果を考慮しなければならない旨が記載された(第19項)。 要求事項の対象が「仮定」から「重要な仮定」に変更された(第19項)。
経営者の評価期間を超えた期間	監査人は、経営者の評価期間を超えた期間に発生する可能性がある継続企業としての前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が有する情報について質問することが求められている。最終版の基準では、これに加えて、経営者又は監査人がそのような事象又は状況を識別した場合、監査人は、経営者に対し、継続企業としての前提に関する経営者の評価における当該事象又は状況の潜在的な重要性を評価することを依頼しなければならない旨が記載された(第20項)。
継続企業の評価期間	継続企業の評価期間の起点を現行の「期末日」から「財務諸表の承認日」へ変更することについては、公開草案からの変更はないが、経営者の継続企業の評価期間が財務諸表の承認日から12か月未満の場合に、監査人が要求したにもかかわらず経営者が評価期間を延長しない場合に監査人に求められる対応の流れが明確化された(第23項)。
経営者の対応策の評価	要求事項が追加され、経営者の対応策に重要な仮定又はデータの使用が含まれている場合、監査人は、第19項に従った手続を実施しなければならない旨が記載された(第27項)。
重要な不確実性が認められない場合における財務諸表注記の適切性	本稿「1. 基準の最終化承認—継続企業(1) ①財務諸表注記の適切性の評価」参照(第32項)。
上場企業の監査報告書における記載	公開草案において、上場企業の財務諸表の監査に関しては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されたものの、重要な不確実性は認められないと監査人が結論付けた場合には、監査報告書の「継続企業」区分に、継続企業の前提に関する監査人の結論に相当する記載に加えて、記載することが求められる内容が規定されていた。最終版の基準では、要求事項の条件節が変更され、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連して重要な不確実性は認められないと結論付ける際に、経営者の重要な判断が行われている場合には…」(下線は筆者追加)となった(第34項(b))。
経営者確認書	継続企業としての前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別されていない場合にも求められる、経営者確認書の記載内容が規定された(第39項)。

	継続企業としての前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が識別された場合、経営者の対応策に加え、当該対応策が識別された事象又は状況の影響を軽減するかどうかについての記載も求められることが規定された(第40項)。
ガバナンスに責任を有する者(Those Charged with Governance)とのコミュニケーション	ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーションについて、「適時」に実施しなければならないことが明示された(第41項)。
文書化	文書化の要求事項が追加された(第44項)。

(4) 今後の予定

継続企業 (ISA570 (2024年改訂)) は、PIOBによるデュープロセスの承認後に、2025年4月に公表される予定である。適用日は、2026年12月15日以降開始する事業年度の財務諸表監査からとされている。

2 コメント募集文書の公表の合意—上場企業及びPIE

IESBAは、2021年12月に、上場企業及びPIEの定義の変更に関する、IESBA Codeの改訂 (以下「改訂版IESBA Code」という。)を最終承認した。IAASBは、2024年1月にトラック2に関する公開草案を公表し(コメント期限:2024年4月)、46通のコメントレターを受領した。今回の会議では、プロジェクトの方向性やISA等の狭い範囲での基準改訂の内容について検討が行われた。

(1) プロジェクトの方向性に関する再検討

IAASBは、公開草案に対して、PIEとして取り扱うべき事業体の決定に関して、IAASBの提案と改訂版IESBA Codeに乖離がある可能性がある旨を指摘するコメントレターを複数受領した。そこで、2024年9月の会議において、本プロジェクトの方向性について、次の2つのオプションを提示して議論した結果、ボードメンバーの大半が、オプション1を支持した。

オプション1	本プロジェクトでは、上場企業の定義を公に取引されている事業体 (Publicly Traded Entity : PTE) に変更する修正のみ行い、PIEの定義はIAASBの基準に含めない。この結果、当初プロジェクトで扱うことが予定されていた、ISQM ⁶ 及びISAにおいて上場企業の監査向けに設定されている現行の要求事項 (KAM等) の適用範囲を拡大するかどうかの検討は行わない。PIEの定義をIAASBの基準に含めるかどうかは、今後、IESBA倫理規程におけるPIEの定義の採用が、グローバルで進んだ段階で再検討を行うこととし、状況のモニタリングを続ける。
オプション2	上場企業の定義を公に取引されている事業体に変更

する修正に加え、IESBAの解釈と整合する形で、PIEの定義を含める。加えて、IESBAの解釈と整合する定義に基づき、ISQM及びISAにおいて上場企業の監査向けに設定されている現行の要求事項(KAM等)の適用範囲を拡大するかどうかの検討を行う。

今回の会議において、オブザーバーとして参加していたPIOBメンバーより、オプション2を選択しないのであれば、再公開草案とすべきであるとの指摘があった。議論の結果、今後の進め方として以下が提案され、ボードメンバー及びPIOBオブザーバーの全員が賛成した。

- ① 今回の会議では、オプション1に基づく狭い範囲での基準改訂の内容について、ボードメンバーとしての合意を確認するが、最終承認という形式はとらない。
- ② IAASBがオプション1を選択した背景や今後の予定等を説明したコメント募集文書を公表し、コメントを募集する(コメント募集期間45日)。コメント募集文書の公表は2025年2月の予定とする。
- ③ コメント募集文書に対するコメントを踏まえて、2025年6月のボード会議で、PIEトラック2の正式な最終承認審議を行う。
- ④ IAASBによる最終承認審議を受け、2025年7月にPIOB承認、基準の公表を予定する。
- ⑤ 本基準の適用日は、当初の提案と同様、2026年12月15日以降開始事業年度からとする。

(2) 狭い範囲での基準改訂

IAASBは、改訂版IESBA Codeにおける上場企業及びPIEの定義の改訂の結果として、ISQM、ISA及びISRE2400 (Revised)⁷の狭い範囲の改訂について、上記オプション1に沿った形で検討を行い、改訂案について全会一致で合意された。なお、上記(1)の進め方に従い、最終承認ではなく、合意という形がとられた。

(3) 今後の予定

コメント募集文書を2025年2月に公表する予定である。

3 基準の最終化に向けた検討—不正

近年、様々な大型会計不正事件が生じたことから、一部の国では財務諸表監査における不正に関する監査人の役割及び責任についても疑問が呈され、独自の対応が進められている。このような背景から、IAASBは2021年12月会議において、ISA240「財務諸表監査における不正」及び関連する他の基準の改訂に

関するプロジェクト・プロポーザルを承認した。その後、2024年2月に公開草案が公開され(コメント期限:2024年6月)、89通のコメントを受領した。

今回の会議では、公開草案に対して受領したコメントのうち、以下を含めた特定のテーマを中心に検討が行われた。

(1) 統制環境の理解における、企業の通報制度の理解

2024年9月会議において、企業に通報制度がある場合には、統制環境の理解において当該通報制度の理解を求めることが提案され、ボードメンバーより支持された。一方で、改訂案で「通報プログラム(whistleblower program)」という用語が使用されていたことについて、企業によっては当該名称を使用していない場合もあるため、用語の適切性について検討が必要との意見があった。そこで、今回の会議で、タスクフォースより、用語を「不正報告プログラム(the fraud reporting program)」に変更することが提案された(第34項(a)(ii))。これに対して、複数のボードメンバーから、通報制度は通常、不正以外の通報も対象としているため、以前の「通報プログラム(whistleblower program)」のほうが分かりやすい等のコメントがあり、再度見直すこととなった。

(2) 企業が想定しない要素の組み込み

現行のISA240では、不正による重要な虚偽表示リスク(不正リスク)に対応する監査手続の選択に当たって、企業が想定しない要素の組み込みを行う旨の要求事項は、財務諸表全体レベルの不正リスクが識別された場合の要求事項として記載されている。公開草案では、アサーション・レベルの不正リスクも含めた全ての不正リスクに対処する要求事項へ変更することが提案されていた(第44項)。これに対し、複数のボードメンバーから、不正リスクに対応して当初立案した手続が適切であるにもかかわらず、全てのアサーションについて、每期、当該要求事項に従うために形式的に想定されない要素の組み込みを行うことが求められるように読めるため、要求事項の趣旨について、適用指針で説明が必要ではないかとの意見があった。議論の結果、適用指針での説明を検討することとなった。

(3) 経営者による内部統制の無効化リスク

経営者による内部統制の無効化リスクに対応する監査手続について、タスクフォースから、内部統制の無効化リスクは、不正リスクであり、それゆえ特別な検討を必要とするリスクであることから、ISA315(2019年改訂)⁸との整合性を考慮すると、財務諸表全体レベルではなくアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクであると考えたとの説明があった。これに対して、複数のボードメ

ンバーから、理論的には理解できるものの、関連する要求事項の適用が実務上困難と考えられるとの意見があり、再度検討することになった。

(4) ISA200「財務諸表監査における総括的な目的」の適合修正

公開草案において、現行のISA240第14項の最初の1文「監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。」を削除することが提案されていた(第21B項)。これは、ISA240第14項は、記録や証憑書類が真正ではないと疑われる場合や文言が後から変更されているが監査人に開示されていないと疑われる場合に適用される条件付要求事項であることから、1文目の文章は、職業的懐疑心の発揮の重要性を希薄化させる可能性があること、また、ISA200⁹A24項の冒頭の記述と重複していることを考慮したためである。当該提案に関連して、公開草案に対して、ISA200のA24項の見直しが必要とのコメントを受領した。これに対して、タスクフォースからは、不正プロジェクトではなく、監査証拠及びリスク対応プロジェクトで検討すべきとの提案があり(本稿「5. プロジェクト・プロポーザルの承認—監査証拠及びリスク対応」参照)、多くのボードメンバーから賛成があった。

関連して、オブザーバーで参加していたPIOBメンバーから、ISA240改訂案A26項に含まれる「監査人は、記録や証憑書類が真正でないこと、又は文言が後から変更されたことを示唆する状況を識別するために、特別に立案された手続を実施することは求められていない」という記述に対し、不正の疑いに関連した職業的懐疑心の発揮の重要性を希薄化させる可能性があるとの指摘があり、表現の見直しを検討することになった。

(5) 今後の予定

基準の最終化承認を2025年3月に予定している。

4 ギャップ分析の実施—テクノロジー

IAASBは、2023年12月会議において承認した「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、テクノロジーによる影響についてIAASBの基準でどう対処していくのかに関するIAASBの全体方針(テクノロジー・ポジション)を設定するためのプロジェクトを2024年上半期に開始すると記載し、2024年3月会議より検討を進めている。前回2024年9月のボード会議において、テクノロジー・ポジションが承認された。今回の会議では、テクノロジー・ポジション・ステートメント¹⁰を運用するためのアプロー

チとして、テクノロジーに関する基準のギャップ分析が、スタッフよりボードに提示された。

(1) ギャップ分析

ギャップ分析の方針及び概要は次のとおりである。

① ギャップ分析の方針

- ・ ギャップ分析は、「課題と提案するアクションの一覧(Catalog of Issues and Proposed Actions)」として提示しており、IAASBの活動に影響を与える可能性のあるテクノロジーに関する課題と、関連して考えられる対応案を記録した、常に更新され続ける集約的なデータベースとして機能させる。
- ・ ギャップ分析は、基準設定と関連する活動において、課題と対応策に関する首尾一貫したアプローチを形成するよう、ボードの議論を促進するために作成される。
- ・ 2024年12月会議では、同会議で承認予定の「監査証拠とリスク対応プロジェクト」のプロジェクト・プロポーザルに関連するアクションを優先して、ギャップ分析を行う。
- ・ 提案するアクションは、①基準設定、②規範性のない公表物、③更なる情報収集に分類し、また、「高」「中」「低」の3段階の優先度を付ける。

② 提示されたギャップ分析の概要(優先度「高」とされた項目を記載)

項目	主な課題
用語	・ テクノロジー関連の用語の更なる明確化
品質マネジメント	・ 業務で使用されるテクノロジー資源の監査事務所レベルでの承認 ・ テクノロジー資源の業務レベルでの承認 ・ サービス・プロバイダーが開発したテクノロジー資源の業務での利用
テクノロジーを利用した手続(Technology-enabled procedures)を実施するかどうかの判断	・ 業務の目的を達成するためにテクノロジーを利用した手続が必要かどうかを判断するための要求事項及び適用指針の検討 ・ 企業によるデータの生成及び維持の方法によって生じる、テクノロジーを利用した手続に対する障壁
企業によるテクノロジーの利用	・ 企業のIT利用から生じるリスクの識別、評価及び対応
テクノロジーを利用した手続の実施	・ テクノロジーを利用した手続の適切な利用に関する要求事項及び適用指針の検討 ・ テクノロジーを利用した手続によりどのように結果に到達したかに関する解釈可能性又は説明可能性 ・ テクノロジーを利用した手続の分類 ・ テクノロジーを利用した分析的実証手続の実施に関する課題 ・ テクノロジーを利用した手続の異常値や例外的な事項の評価 ・ 確認(手続)におけるテクノロジーを利用した手続の適切な実施 ・ 実地棚卸におけるテクノロジーを利用した

	手続の適切な実施 ・ テクノロジーを利用した手続を実施する際の文書化の要求事項
(経営者又は監査人の)専門家の業務の利用	・ 経営者の利用する専門家の業務の評価
テクノロジー資源及び職業的懐疑心	・ テクノロジーを利用した手続が職業専門家としての懐疑心の保持・発揮に与える影響

提示されたギャップ分析に対して、議長も含めたボードメンバーから様々なコメントが挙がったが、ギャップ分析は、プロジェクトの枠に捉われずに広くテクノロジー関連の課題を検討する機能横断的なものであり、課題についてどのプロジェクトで対処すべきか及びその優先順位について、機能横断的に検討することができるメリットがあるとの共通認識があった。

(2) 今後の予定

2025年3月ボード会議において、第1回目のギャップ分析の完了についてボードメンバーの承認が求められる予定である。その後、第1回目のギャップ分析はIAASBウェブサイトにおけるテクノロジーに関するページに掲載され、必要に応じて定期的に更新される予定である。

5 プロジェクト・プロポーザルの承認ー監査証拠及びリスク対応

IAASBは、2023年12月に承認された「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、監査証拠及びリスク対応に関する統合的な取組を開始すると記載していた。これは、規制当局を含めた利害関係者から、ISA330¹¹、ISA500¹²及びISA500シリーズの特定の基準を同時に改訂することが必要であるとの意見を受けたことによる。今回の会議では、監査証拠及びリスク対応のプロジェクト・プロポーザルの承認審議が行われ、全会一致で承認された。

(1) プロジェクト・プロポーザルの概要

プロジェクト・プロポーザルは、2024年3月会議において議論されたISA330及びISA520¹³に関する論点と、監査証拠プロジェクトのプロジェクト・プロポーザルで示されていた論点を統合する形で作成されている。

プロジェクトの目的として以下の3つが記載され、目的に関連した17個の課題と提案するアクションが記載されている。

- (a) 以下における、監査人による職業的専門家としての判断の行使及び職業的懐疑心の保持・発揮を強化すること
- (i) 監査証拠として利用する予定の情報に関する情報についての判断、及び十分かつ適切な監査証拠が入手されたかどうか

うかの評価

- (ii) 全般的な対応の立案及び実施、及び重要な虚偽表示リスクへのリスク対応手続の実施
- (b) 重要な虚偽表示リスクへの有効な対応の促進(内部統制に対する監査人の作業の強化を含む。)を通じて、監査人の実務及び行動の一貫性を促進すること
- (c) 監査証拠の入手並びに監査証拠の十分性及び適切性の評価の際における、監査人によるテクノロジーの利用を促進し、適切な場合には奨励すること

(2) 今後の予定

2025年12月に公開草案の承認が行われ、2027年3月に基準の最終化承認が予定されている。

<注>

- 1 国際監査基準(International Standard on Auditing : ISA)570(改訂)「継続企業」
- 2 2021年12月に国際会計士倫理基準審議会(International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA)において承認された改訂「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)」(IESBA code)では、「Listed Entity」は「公に取引されている事業体(Publicly Traded Entity)」に改訂されている。
- 3 上場企業及びPIEのプロジェクトの詳細(トラック1及びトラック2の概要を含む。)については、本誌2022年7月号記事「国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議報告(2022年3月会議)」を参照のこと。
- 4 ISA240「財務諸表監査における不正」
- 5 公開草案の主な内容については、本誌2023年7月号記事「国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議報告(2023年3月会議)」を参照のこと。
- 6 国際品質マネジメント基準(International Standards on Quality Management : ISQM)
- 7 国際レビュー業務基準(International Standard on Review Engagements : ISRE)2400(改訂)「過去財務諸表のレビュー業務」
- 8 ISA315(2019年改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- 9 ISA200「財務諸表監査における総括的な目的」
- 10 テクノロジー・ポジション・ステートメントについては、本誌2025年1月号記事「国際監査・保証基準審議会(IAASB)会議報告(2024年9月会議)」を参照のこと。
- 11 ISA330「評価したリスクに対応する監査人の手続」

- 12 ISA500「監査証拠」
- 13 ISA520「分析的手続」

*法定監査従事者の必須研修科目
「監査の品質及び不正リスク対応」

研修教材

教材コード J 0 3 0 5 6 6



研修コード 3 0 0 3

履 修 単 位 1 単位